

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6 月30日
【会社名】	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
【英訳名】	Sony Financial Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井原 勝美
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03 - 5785 - 1070（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 高木 健次
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03 - 5785 - 1070（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 高木 健次
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1 【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第11回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
平成27年 6月24日

(2) 決議事項の内容

(会社提案)

第1号議案 剰余金の処分の件

- イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円(普通配当)
総額17,399,997,800円
- ロ 効力発生日
平成27年 6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

- イ 提案の理由
平成28年7月を目処に本社機能を東京都港区から東京都千代田区に移転し、事業運営基盤の強化を図るため、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更する。
- ロ 変更の内容
変更の内容は次のとおり。

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。
(新 設)	附 則 第3条の変更は、平成28年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

第3号議案 取締役9名選任の件

井原勝美、石井茂、清宮裕晶、萩本友男、伊藤裕、丹羽淳雄、神戸司郎、山本功および国谷史朗を取締役に選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

早瀬保行および牧山嘉道を監査役に選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

井上寅喜を補欠監査役に選任する。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役 渡辺寛敏氏および伊藤裕氏、ならびに退任監査役 佐野宏氏に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、取締役に対しては総額45百万円、監査役に対しては25百万円を限度として退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等の決定については、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

第7号議案 監査役の報酬額改定の件

監査体制の一層の充実を図るため、監査役の報酬額を現行の年額30百万円以内から年額40百万円以内と改める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件ならびに決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成率	可否
第1号議案	3,928,787	422	4,591	99%	可決
第2号議案	3,928,918	287	4,591	99%	可決
第3号議案					
井原 勝美	3,908,223	20,979	4,591	99%	可決
石井 茂	3,911,554	17,648	4,591	99%	可決
清宮 裕晶	3,921,172	8,030	4,591	99%	可決
萩本 友男	3,921,155	8,047	4,591	99%	可決
伊藤 裕	3,911,577	17,625	4,591	99%	可決
丹羽 淳雄	3,911,577	17,625	4,591	99%	可決
神戸 司郎	3,911,433	17,769	4,591	99%	可決
山本 功	3,924,287	4,915	4,591	99%	可決
国谷 史朗	3,924,263	4,939	4,591	99%	可決
第4号議案					
早瀬 保行	3,483,280	445,901	4,592	88%	可決
牧山 嘉道	3,928,799	390	4,591	99%	可決
第5号議案					
井上 寅喜	3,928,765	444	4,591	99%	可決
第6号議案	3,306,519	618,202	7,378	83%	可決
第7号議案	3,927,994	1,211	4,591	99%	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

第1号議案、第6号議案および第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

第3号議案、第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 賛成率の計算方法は次のとおりであります。

本総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する、本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の集計により各議案の可決要件を満たしたため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上